

レセ電通信歯 2020010 号
令和 2 年 5 月 13 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

歯周疾患処置及び歯周基本治療処置の診療識別変更に係る請求誤りについて

令和 2 年 4 月の診療報酬改定で歯周疾患処置（P 処）及び歯周基本治療処置（P 基処）の診療報酬明細書上での集計位置が変更されたことに伴い、下記のとおり診療識別が変更になりましたが、請求誤りが多く見られますので、今後の請求にご留意願います。

記

令和 2 年 4 月診療以降、次のように診療識別が変更されています。

【診療識別】

	変更前 (令和 2 年 3 月診療以前)	変更後 (令和 2 年 4 月診療以降)
歯周疾患処置（P 処）	4 2	4 1
歯周基本治療処置（P 基処）	4 2	4 1